

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）（第1面）

## 特別管理産業廃棄物処理計画書

2022年 6月 14日

吹田市長 殿

## 提出者

住所 大阪府吹田市山手町3-3-35

氏名 学校法人関西大学 理事長 芝井 敬司

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6368-1121

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	学校法人関西大学千里山キャンパス
事業場の所在地	大阪府吹田市山手町3-3-35
計画期間	2022年4月1日～2023年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項 別紙4、5のとおり	
①事業の種類	81：学校教育
②事業の規模	
③従業員数	3515人（常時使用する従業員数）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙工程表のとおり

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

別紙4, 5のとおり

(管理体制図)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙4, 5のとおり

【前年度（ 年度）実績】	
特別管理産業廃棄物の種類	
排 出 量	t
(これまでに実施した取組)	
【目標】	
特別管理産業廃棄物の種類	
排 出 量	t
(今後実施する予定の取組)	

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

別紙4, 5のとおり

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

## (第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

別紙4, 5のとおり

【前年度（ 年度）実績】	
特別管理産業廃棄物の種類	
自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t
(これまでに実施した取組)	
【目標】	
特別管理産業廃棄物の種類	
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t
(今後実施する予定の取組)	

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

別紙4, 5のとおり

【前年度（ 年度）実績】	
特別管理産業廃棄物の種類	
自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	
自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t
(これまでに実施した取組)	
【目標】	
特別管理産業廃棄物の種類	
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t
(今後実施する予定の取組)	

## (第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項		別紙4、5のとおり	
		【前年度（ 年度）実績】	
		特別管理産業廃棄物の種類	
①現状		自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t t
		(これまでに実施した取組)	
		【目標】	
		特別管理産業廃棄物の種類	
②計画		自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t t
		(今後実施する予定の取組)	
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
		【前年度（ 年度）実績】 別紙4、5のとおり	
		特別管理産業廃棄物の種類	
①現状		全処理委託量	t t
		優良認定処理業者への 処理委託量	t t
		再生利用業者への 処理委託量	t t
		認定熱回収業者への 処理委託量	t t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t t
		(これまでに実施した取組)	

## (第5面)

②計画	【目標】 別紙4、5のとおり	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t
	再生利用業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
電子情報処理組織の 使用に関する事項	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
	(今後実施する予定の取組)	
【前年度( 年度) 実績】 別紙4、5のとおり		
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		t
(今後実施する予定の取組等)		
※事務処理欄		

## 備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙5（廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画書）

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	81：学校教育
②事業の規模	
③従業員数	3515人（常時使用する従業員数）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙工程表のとおり

2 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（管理体制図等、別紙を参照）

3 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 化学反応の工程、規模などを考慮し、できるだけ毒性の強い薬品の使用は控え、使用する薬品の量を減らす、また回収可能な溶媒などは回収し、再利用するように努めている。
②計画	(今後実施する予定の取組) 排出される特管産廃の大部分を占めるのは廃溶媒であるので、溶媒の回収の徹底をより一層推進し、特管産廃の発生量の抑制に取り組む。

4 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃液の種類ごとに分別し、回収容器を分けている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状維持。

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 特くなし。
②計画	(今後実施する予定の取組) 特くなし。

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 特くなし。
-----	------------------------

②計画	(今後実施する予定の取組) 特になし。
-----	------------------------

7 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 特になし。
②計画	(今後実施する予定の取組) 特になし。

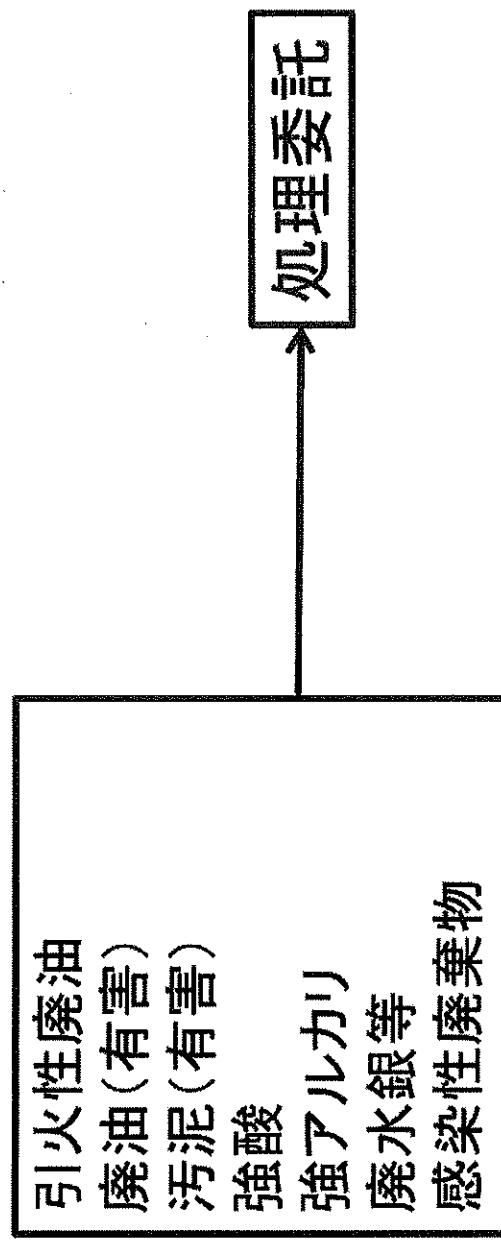
8 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 処理委託を行う特管産廃は、全て中和・無害化処理を行っている。特管産廃のうち、引火性廃油、廃油（有害）、汚泥については、「年に一度」処理状況の現地確認を実施しているが、その他の廃棄物については、特に実施していない。
②計画	(今後実施する予定の取組) 現状維持。

9 電子情報処理組織の使用に関する事項

計画	(今後実施する予定の取組等) 2020年度に導入し、今年度も使用している。
----	--

教育・研究施設により発生する特別管理産業廃棄物の種類

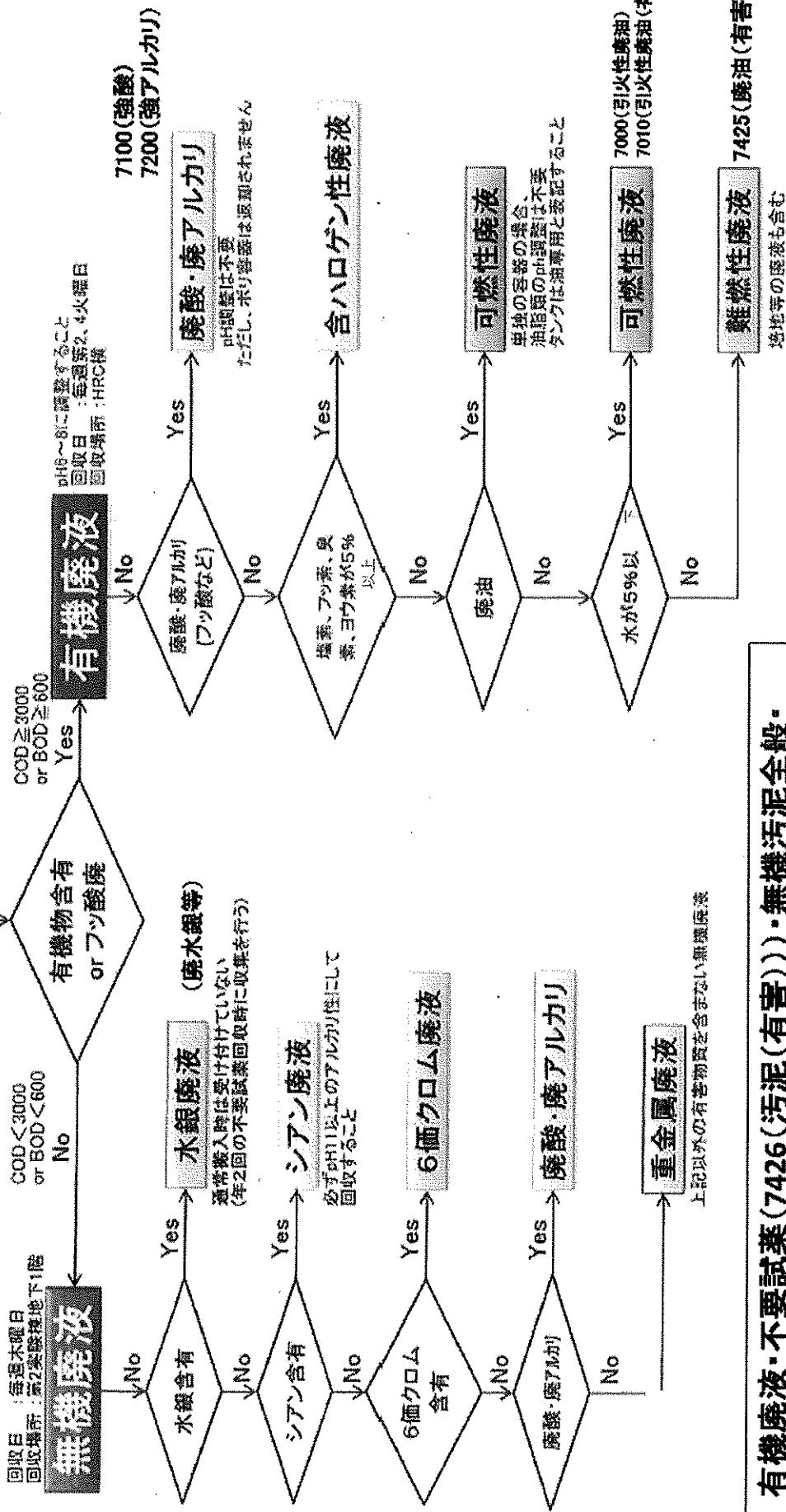


## 別紙5 - 1 - (4)

## 廃液分類フローチャート

### 実験廃液

安全確保の観点からも、  
正温に濃度・内容物を記入してください。



**有機廃液・不要試薬(7426(汚泥(有害)))・無機汚泥全般。**  
**7300感染性廃棄物、その他実験系廃棄物は専門業者に処理委託**

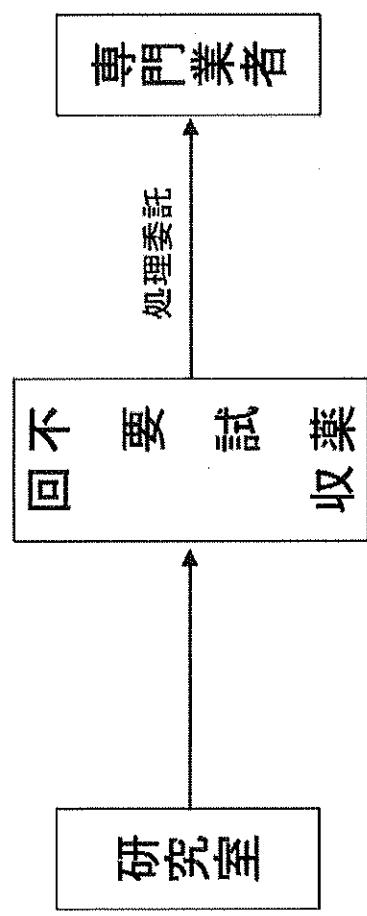
**7425(廃油(有害))**

送地等の廃液も含む

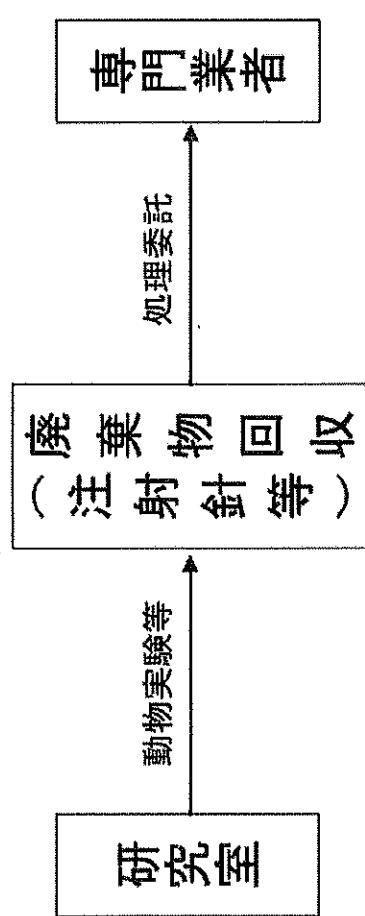
判断に迷う時は事前に環境管理室(内線5141)へ相談せること

(別紙5 - 1- (4))

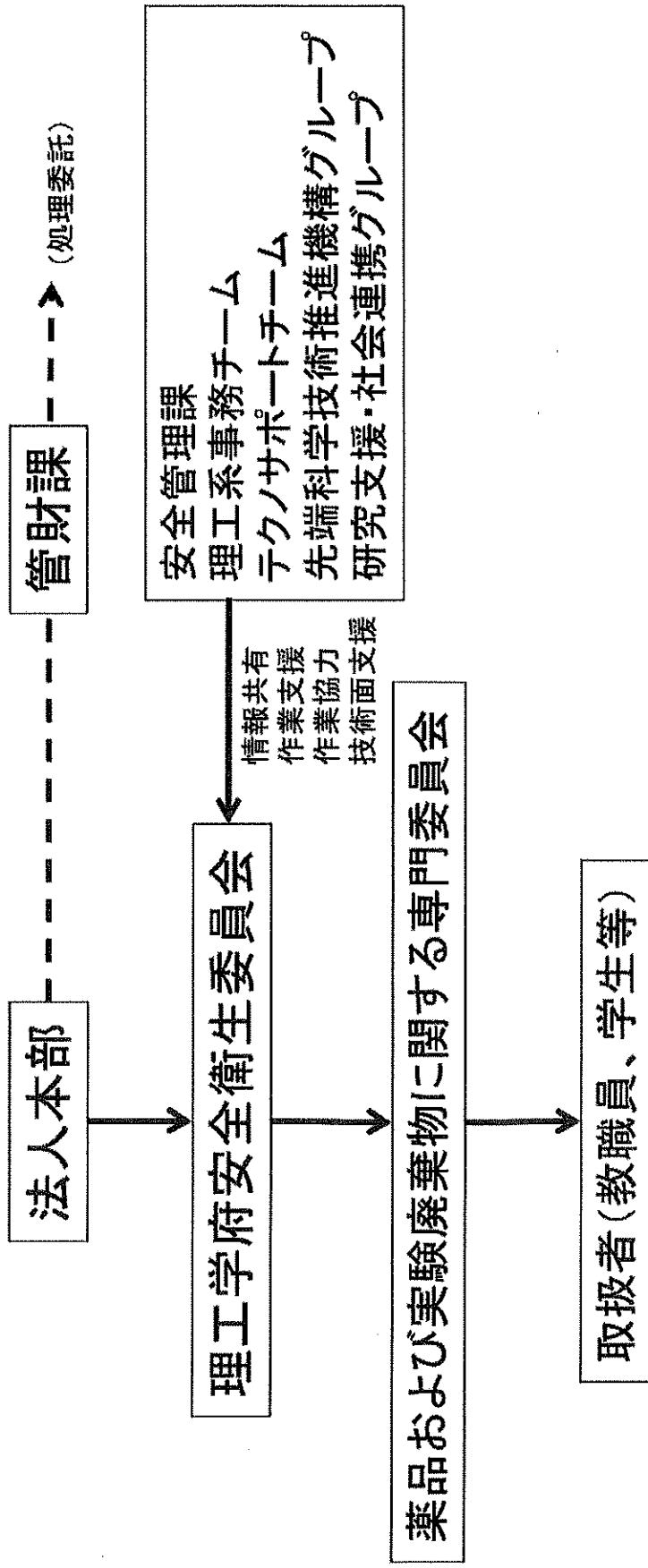
汚泥(有害)発生工程



感染性廃棄物発生工程



(特別管理)産業廃棄物の管理体制図



別紙4(廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度（  
2021年  
度）実績量  
計画:今年度（  
2022年  
度）計画量

コード	名 称	排出量 (前年度実績量の①)  現状	排出量 (前年度実績量の①)  計画	自ら行う再生利用に関する事項			自ら行う中間処理に関する事項			自ら行う処分に関する事項			処理委託に関する事項		
				自ら再生利用を行なう事項 特別管理産業廃棄物の 量 (前年度実績量の②)  現状	自ら中間処理を行なう事項 特別管理産業廃棄物の 量 (前年度実績量の③)  現状	自ら廃却又は海上輸送又は輸入処分を行なう特別管理産業廃棄物の 量 (前年度実績量の④)  現状	自ら廃却又は海上輸送又は輸入処分を行なう特別管理産業廃棄物の 量 (前年度実績量の⑤)  計画	自ら廃却又は海上輸送又は輸入処分を行なう特別管理産業廃棄物の 量 (前年度実績量の⑥)  計画	自ら廃却又は海上輸送又は輸入処分を行なう特別管理産業廃棄物の 量 (前年度実績量の⑦)  計画	低燃費型蓄電池への 再生利用率 (前年度実績量の⑧)  現状	低燃費型蓄電池への 再生利用率 (前年度実績量の⑨)  計画	低燃費型蓄電池への 再生利用率 (前年度実績量の⑩)  現状	低燃費型蓄電池への 再生利用率 (前年度実績量の⑪)  計画	低燃費型蓄電池への 再生利用率 (前年度実績量の⑫)  現状	低燃費型蓄電池への 再生利用率 (前年度実績量の⑬)  計画
7006 引火性液体	- 10.471	11.000								10.471	11.000	10.471	11.000		
7010 引火性液体(有害)	- 0.012	0.020								0.012	0.020	0.012	0.020		
7100 強酸	- 0.581	0.600								0.581	0.600	0.581	0.600		
7110 強酸(有害)	0.485	0.500								0.485	0.500	0.485	0.500		
7200 強アルカリ	/	/								0.340	1.000	0.340	1.000		
7210 強アルカリ(有害)	0.940	1.000													
7300 完全生成物															
7410 Pb-PCB等															
7411 Pb-PCB															
7412 PCB等物															
7413 PCB類似物															
7425 漆油(有害)	42.640	43.000								42.640	43.000	42.640	43.000		
7426 汚泥(有害)	0.191	0.200								0.191	0.200	0.191	0.200		
合計	56,320	56,320	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	55,320	56,320	0.000	0.000	0.000	0.000

※上記二箇項目が特別管理産業廃棄物の二つとも対象外である場合に限り、空欄へ特別管理産業廃棄物の二つとも対象外となる旨を記してください。

※数量に関する限り、小数点以下3桁表示として記入してください。

基準:ト／／メ

電子機器処理規制  
の使用に関する事項

の適用に関する事項